

●財産形成預金取扱規定【改定部分のみ】

変更後	変更前
<p>5. (届出事項の変更、取引証の再発行等)</p> <p>(1) 取引証や印章を失ったとき、または印章、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の用紙によりお届けください。なお、取引証の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。</p> <p>(2) 成年後見人等の届出については、以下各号の規定にしたがうものとします。</p> <p>①<u>預金者および預金者の成年後見人等について</u>、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>②<u>預金者および預金者の成年後見人等について</u>、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選定がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>③<u>預金者および預金者の成年後見人等について</u>、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選定がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。</p> <p>④前3号の届出事項に<u>取消</u>または変更が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>⑤前4号の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>	<p>5. (届出事項の変更、取引証の再発行等)</p> <p>(1) 取引証や印章を失ったとき、または印章、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の用紙によりお届けください。なお、取引証の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。</p> <p>(2) 成年後見人等の届出については、以下各号の規定にしたがうものとします。</p> <p>①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選定がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選定がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。</p> <p>④前3号の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>⑤前4号の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>

●財産形成住宅預金取扱規定【改定部分のみ】

変更後	変更前
<p>6. (届出事項の変更、取引証の再発行等)</p> <p>(1) 取引証や印章を失ったとき、または印章、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の用紙によりお届けください。なお、取引証の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。</p> <p>(2) 成年後見人等の届出については、以下各号の規定にしたがうものとします。</p> <p>①<u>預金者および預金者の成年後見人等について</u>、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>②<u>預金者および預金者の成年後見人等について</u>、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選定がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>③<u>預金者および預金者の成年後見人等について</u>、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選定がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。</p> <p>④前3号の届出事項に<u>取消</u>または変更が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>⑤前4号の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>	<p>6. (届出事項の変更、取引証の再発行等)</p> <p>(1) 取引証や印章を失ったとき、または印章、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の用紙によりお届けください。なお、取引証の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。</p> <p>(2) 成年後見人等の届出については、以下各号の規定にしたがうものとします。</p> <p>①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選定がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</p> <p>③すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選定がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。</p> <p>④前3号の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>⑤前4号の届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>